

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2014-533743(P2014-533743A)

【公表日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-069

【出願番号】特願2014-543984(P2014-543984)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/39 (2006.01)

A 6 1 K 39/04 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

A 6 1 P 35/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/39

A 6 1 K 39/04

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

A 6 1 P 35/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月1日(2015.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

免疫賦活剤の投与と同時に、別々に又は順次に免疫原性細胞死治療を受けることを意図された患者における腫瘍性疾患の治療及び/又は制御に使用するための、非病原性の熱殺菌された全細胞マイコバクテリウムを含む免疫賦活剤であって、

前記マイコバクテリウムは、M. vaccae、M. obuense及びこれらの組み合わせから選択され、

前記免疫原性細胞死療法が、マイクロ波照射療法、標的放射線療法、動脈塞栓術、凍結療法、超音波療法、強力集束超音波療法、サイバーナイフ療法、温熱療法、ラジオ波切除療法、冷凍切除術、電気メス加熱術、温水注入療法、アルコール注入療法、動脈塞栓術、放射線照射療法、光線力学的療法、レーザービーム照射療法、及びこれらの組み合わせから選択され、

前記免疫原性細胞死療法が、前記腫瘍性疾患の腫瘍の完全な除去又は根絶を意図しない次善のレベルで実施される、

免疫賦活剤。

【請求項2】

前記腫瘍が転移性である、請求項1に記載の免疫賦活剤。

【請求項3】

前記非病原性の熱殺菌されたマイコバクテリウムが、ラフ変異株である、請求項1または2に記載の免疫賦活剤。

【請求項4】

前記非病原性の熱殺菌されたマイコバクテリウムが、非経口経路、経口経路、舌下経路

、経鼻経路又は肺経路で投与するためのものである、請求項1～3のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。

【請求項5】

前記非経口経路が、皮下注入、皮内注入、皮下(subdermal)注入、腹膜内注入、静脈内注入又は小胞内注入である、請求項4に記載の免疫賦活剤。

【請求項6】

前記非経口経路が腫瘍内注入を含まない、請求項5に記載の免疫賦活剤。

【請求項7】

前記免疫原性細胞死療法が電離放射線によるものである、請求項1～6のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。

【請求項8】

前記免疫賦活剤の投与が、前記免疫原性細胞死療法の前及び／又は後である、請求項1～7のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。

【請求項9】

前記免疫賦活剤の投与が、前記免疫原性細胞死療法の前の及び／又は後の4週間～1週間である、請求項8に記載の免疫賦活剤。

【請求項10】

前記免疫賦活剤の投与が、前記免疫原性細胞死療法の前の及び／又は後の約4週間～1週間に1回又は複数回の間隔で投与される有効量の1つ又は複数のアリコートの投与を含み、かつ腫瘍の退化治療後に引き続き患者に適用される、請求項9に記載の免疫賦活剤。

【請求項11】

前記免疫賦活剤が、腫瘍細胞の免疫原性細胞死後に、及び／又は前記疾患の安定期中に前記患者に投与される、請求項1～10のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。

【請求項12】

前記腫瘍が、前立腺癌、肝臓癌、腎癌、肺癌、乳癌、結腸直腸癌、乳癌、膵臓癌、脳腫瘍、肝細胞癌、リンパ腫、白血病、胃癌、子宮頸癌、卵巣癌、甲状腺癌、黒色腫、上皮性悪性腫瘍、頭頸部癌、皮膚癌及び軟部組織肉腫から選択される癌に関連する、請求項1～11のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。

【請求項13】

前記腫瘍が結腸直腸癌に関連する、請求項12に記載の免疫賦活剤。

【請求項14】

前記治療が患者の腫瘍性疾患に対する遠達効果を含む、請求項1～14のいずれか一項に記載の免疫賦活剤。